

長浜市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地	アマノ株式会社 パーキング事業本部長 服部 和久 神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
指定をした日	令和8年4月1日
指定納付受託者に指定した期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類	アマノ株式会社が提供するクレジット決済、電子マネー決済及びコード決済を利用して納付する長浜市豊公園駐車場使用料